

2022文議第683号
令和4年11月8日

文京区議会議員 殿

文京区議會議長
田中 としかね

請願の付託について

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受付番号	件名
総務区民 (5件)	第32号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第33号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止を求める請願
	第34号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第35号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第36号	（仮称）宝生ハイツ建替え計画に関し、消防署と密に連携しながら「防火用貯水槽」を設置するよう区としても促し働きかけるよう求める請願
建設 (5件)	第37号	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を定め、子育て・教育環境を守る「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
	第38号	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
	第39号	区の主なまちづくり関連条例等に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
	第40号	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境の悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整えるよう求める請願
	第41号	（仮称）宝生ハイツ建替え計画において「宝生能楽堂」を残すとともに「総合設計制度」の容積率緩和対象に含めないよう、「地元区市等の要請等」を東京都にしないよう（した場合は撤回するよう）求める請願
文教 (6件)	第42号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第43号	小・中学校の学校給食費を無償化することを求める請願
	第44号	学校給食費の無償化を国に求める請願
	第45号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第46号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願
	第47号	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入学試験への導入をやめるよう都へ申し入れることを求める請願

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第32号
件　　名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請　願　者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださいよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第33号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止を求める請願
請　願　者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

コロナ禍3年、ロシアのウクライナ侵略から8か月が過ぎ、異次元の金融緩和による異常円安で電気、ガス、資材、食品など天井知らずの物価値上げに家計は逼迫し、「やりくりも限界」の声が上がっています。さらに年金削減、後期高齢者の医療費窓口負担は2倍化され、「何とかしてほしい、せめて消費税は減税・廃止を」の声が広がっています。

いま、世界100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税を実現しています。

コロナ禍で医療も受けられない、ぐらしの先行きも見通せないという国民の声を聞かず、軍事費2倍化の閣議決定を行い、予算化を進めており、その財源に消費税増税も検討していると言われています。

私たちは、「消費税 憲法変えれば 戦争税」とさせないよう取り組んでいます。ポストコロナを見据えた税収確保は、低所得者層ほど負担が重い消費税を中心とするのではなく、能力に応じた負担を求める税制によるべきです。

2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、小規模事業者やフリーランス等の方々にとって税率変更を伴わない新たな消費税大増税です。

JR 広島駅のタクシーの入構管理規定に「駅構内に入るものは適格請求書（インボイス）を発行しなければならない」との文言が入っており、インボイス非対応の個人タクシー事業者の排除ではないかという怒りの声が上がっています。アニメや声優業界で働くフリーランスの約4人に1人がインボイス導入で「廃業の可能性」があるとの調査もあり、地域経済や文化を支えるフリーランスや小規模事業者の仕事を奪い、廃業に追い込むことになります。

地域経済が疲弊する下で、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

よって、以下のことを国に要望すること。

請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げる。
- 2 インボイス制度は中止する。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第34号・35号	
件　名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願	
請　願　者	34号	文京区本駒込一丁目2番5号 ルネ文京白山 一般社団法人 本郷青色申告会 会長 松本 正
	35号	文京区小日向一丁目1番8号 藤和小日向ホームズ1階 一般社団法人 小石川青色申告会 会長 赤司 幸勇
紹介議員	松平 雄一郎 宮本 伸一 宮崎 こうき たかはま なおき 宮野 ゆみこ 山本 一仁 板倉 美千代	
請願の要旨	次頁のとおり	
付託委員会	総務区民委員会	

請願理由

一昨年来のコロナ禍により、事業者は、規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、事業の存続の危機に直面している。

加えて、都民の日常の生活はもとより、サラリーマン等はテレワークへのシフト等、仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにしなかった苦難が降りかかっている。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機に晒されている。

このような社会経済環境に加え、消費税を初めとする税負担の増加の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、諸物価の高騰や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和5年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として、昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (3) 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和5年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和5年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和5年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和5年度以後も継続すること。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第36号
件 名	(仮称) 宝生ハイツ建替え計画に関し、消防署と密に連携しながら「防火用貯水槽」を設置するよう区としても促し働きかけるよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区本郷一丁目の（仮称）宝生ハイツ建替え計画を巡っては、「防火用貯水槽」の設置に関し、区の総務部危機管理室防災課長が「所管の本郷消防署に確認した限りではございますが、消防法の施行令上では、当該施設については義務となるものではないということで、消防用水は現時点では付けない方向で話が進んでいると聞いております」（令和4年9月13日災害対策調査特別委員会会議録速報版）とのことです。また、消防法施行令には一定規模以上の建築物について「消防用水」の設置義務がありますが、（仮称）宝生ハイツ建替え計画においては延べ床面積が設置義務基準に若干届かず、鈴木大助防災課長によれば「区として何か申し上げることはないのかと思っております」（同）とのことでした。

しかし、この建替え計画では建築物の高さは69メートルと、同施行令における設置義務基準の建築物の高さ「31メートルを超える」の2倍以上もあることを踏まえれば、延べ床面積が若干基準に満たないことだけを以て「区として何か申し上げることはないのかと思っております」などという答弁は、全区民の安全・安心を担う区としての道義的責任を放棄していると言わざるを得ません。

しかも、この建築物は単なるマンションではなく、文京区が区の文化施設として存続を要望している「宝生能楽堂」と一体化したマンションであり、この文化施設を延焼から守る意味でも「防火用貯水槽」は不可欠と言えます。

当該建築物が文京区の「第一種文教地区」内で、隣接地には学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校があり、1400人を超える女子中高生が通うこと、最近の自然災害の規模が従来の想定を遥かに超えるものも目立つことなども考慮に入れれば、当該地が消防水利の不足地域でないとしても、あるに越したことではないと考えます。

そこで、区が消防署と密に連携・調整を取りながら、建築主や事業者に対して消防用水の設置について協力を依頼したり、要望や要請を行ったりするなど、粘り強く、そして諦めることなく設置を促すよう、区長に働きかけていただき貴議会に請願いたします。

請願事項

- 1 本郷一丁目の（仮称）宝生ハイツ建替え計画が高さ約69メートルの高層マンションであること、区として重要な文化施設である「宝生能楽堂」と一体化した建築物であること、「第一種文教地区」内にあり隣接地には1400人を超える女子中高生が通う学校があり、最近の自然災害の規模が従来の想定を遥かに超えるものであることなどを総合的に考慮し、たとえ当該地が消防水利の不足地域ではないにしても「防火用貯水槽」を設置するよう、消防署と密に連携・調整を取りながら、区として粘り強く、諦めることなく建築主や事業者に設置を促し働きかけてください。

請　願　文　書　表

受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第37号
件 名	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を定め、子育て・教育環境を守る「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等はあるものの、文京区としての「まちづくり」の基本理念を明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」もありません。

文京区本郷一丁目の「(仮称) 宝生ハイツ建替え計画」を巡り建築紛争になっているのも、9月定例議会に提出された「請願受理第 27 号」にも記載されているように『文教のまち』文京区の名にふさわしく、教育環境を保護し、子どもの成長を支えるまちづくりの理念がないまま、単に合法であるか適法であるかによって開発が進められているところに根本的な問題があると考えます。

「文京区都市マスター プラン」が見直されること、想定を遙かに超えた自然災害への備えと強靭な回復力の必要性、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に“横串”を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防ぎつつ、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て・教育環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境や教育環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためには演繹的手法と帰納的手法の両方からのアプローチが不可欠であり、“車の両輪”的に整える必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスター プラン」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境、都市整備の方向性も盛り込みつつ、自然災害に強く回復力もあるような令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の制定を検討してください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第38号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
請　願　者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

「文京区都市マスタープラン（都市マス）」の見直しが進められていますが、区内ではこれまで「都市マス」と整合性が取れているとは言い難い案件や「文教のまち」というイメージやシンボルを毀損しかねないマンション開発事業を中心に建築紛争が起きています。

建築紛争の原因は様々であり、複合的な要因が絡みますが、原因のひとつに事業者が「都市マス」をよく理解せず、趣旨や目的、方針と整合性が取れなかったり、「文教のまち」というイメージやシンボルを毀損したりするような開発を進めようとし、それに対して地元区民が反対する構図があり、この構図は小日向2丁目の巨大ワンルーム建設事業や本郷一丁目の「(仮称) 宝生ハイツ建替え計画」でも見て取れます。また文京区では、全国的にも有名になった「ル・サンク小石川後楽園」のマンション事業を巡る建築紛争も最終的な決着を見ず、『塩漬け』状態が続いています。

こうした事態を繰り返さないためにも実際に起きた建築紛争の事例から学ぶ必要があり、「都市マス」見直しにあたっては建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、事業者側の主張の正当性や妥当性等を検証し、建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、文京区の特色ある住環境と子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定する必要があります。

そもそも建築紛争は個別の事案が解決すればそれで終わりというものではなく、そこから得た教訓を活かして次世代に引き継いでこそであり、その意味でも建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえた見直しが重要ということになります。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、事業者側の主張の正当性や妥当性等を検証し、区内で起きた建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、都心部における文京区の特色ある住環境・子育て・教育環境を壊すことのないような「都市マス」を策定してください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第39号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
請　願　者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表　屋和田　珠里
紹介議員	海　津　敦　子　国府田　久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において、「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいなくなるようにすれば、これまで以上に建築紛争を未然に防止する効果が期待できます。

事業者の中には、合法・適法であれば文京区が持つイメージやシンボル（注1）を毀損しても構わないかのように開発計画や建設工事を半ば強引に進めようしたり、僅かばかりの譲歩を以て隣接・近隣区民の声を良く聴いた証しとして計画を強いようとしたりするケースが後を絶たず、紛争を予防する現在の条例や要綱等では窓口対応で歯止めがかけられているとは言い難い状況になっています。一度、紛争に発展してしまえば長期に及び、地元区民の疲弊も著しいものがあります。

もちろん条例に明記したからといって、すぐに建築紛争がゼロになるわけではありませんが、事業者に「都市マスに沿う」ということの責任と自覚を促し、条例や要綱等の運用をより円滑かつ実効性の上がるようとする効果が見込まれることは間違ひありません。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

（注1）現在の「文京区都市マスタープラン」には「魅力を生かすまちづくりに向けて」として「文京区においては、多くの大学が立地していることにより、教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着し、大学と連携した産業集積の形成にもつながっています」とあり、「土地利用方針」には「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」との記載があります。

請願事項

- 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及び番号	令和4年11月4日 第40号
件　名	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境の悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整えるよう求める請願
請　願　者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表　屋和田　珠里
紹介議員	海　津　敦　子　国府田　久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

女子中高一貫教育校である学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校の隣接地で、20階建て（高さ約69m）にもなる（仮称）宝生ハイツ建替え計画が持ち上がり、建築紛争になっています。

建築計画自体はその規模と「総合設計制度」を活用することを前提としていることから直接の所管は東京都になりますが、計画地は文京区の「第一種文教地区」内でもあり、教育環境の悪化が懸念されています。

文京区は他区と異なり、「文の京」を謳い、現行の「文京区都市マスタープラン」でも「魅力を生かすまちづくりに向けて」の中で「教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』」というイメージが定着し、「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」と記載するなど教育環境を大切に守ってきました。

東京都文教地区建築条例第3条（第一種文教地区内の建築制限）及び同条例「別表一」において、「劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」を、その「用途に供するために建築物を建築し、又は用途を変更してはならない」「ただし、知事が文教上必要と認め又は文教上の目的を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない」と定めているのも「文教地区」の教育環境を守るためにあります。そのため、その目的に鑑みれば同条例に「総合設計制度」が明記されていても、教育環境を悪化させるような「総合設計制度」の容積率緩和を許可することは条例の趣旨全体から見れば明らかに反していると言わざるを得ません。

「総合設計制度」の活用を含め、建築主や事業者において合法・適法であることは最低限の条件に過ぎず、シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るためにには教育環境を悪化させない（あるいは悪化を最大限避ける）ことが欠かせず、文京区における「文教」を大切にする「まちづくり」はそうした理念を優先すべきと考えます。そこで下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会に請願いたします。

請願事項

- 1 シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るため、教育環境が悪化するような計画の見直しと教育環境悪化を避ける最大限の対策を講じるよう、区として事業者に対し丁寧な対応をさらに働き掛けてください。
- 2 文京区の「文教地区」での「総合設計制度」の許可是、区がシンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守ってきた歴史に鑑み、抑制的かつ謙抑的であるよう、区として都知事に要望してください。
- 3 文京区が大切にしてきた「文教のまち」の教育環境を守るべく、「文教地区」において教育施設に隣接する建築物の建設や建て替え等については区としてしっかり関与し、教育環境悪化を回避する区独自の仕組みやルール等を整えてください。

請願文書表

受理年月日 及び番号	令和4年11月4日 第41号
件名	(仮称) 宝生ハイツ建替え計画において「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和対象に含めないよう、「地元区市等の要請等」を東京都にしないよう(した場合は撤回するよう)求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区本郷一丁目の（仮称）宝生ハイツ建替え計画を巡っては「宝生能楽堂」と一体となった建替えで、「総合設計制度」を活用した容積率の割増しを見込んだものとなっており、高層化による周辺住環境や教育環境の悪化が懸念されています。

「総合設計制度」の許可権限は東京都知事にあり、「東京都総合設計許可要綱」に則って審査されますが、同「要綱」によると「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」の場合、「地元区市等の要請等に基づき」容積率緩和の対象（注1）となっており、現在の計画はこの容積率緩和分も含めたものとなっています。

しかし、令和4年9月20日開催の文京区議会建設委員会の「請願」審議の質疑・答弁を読んで、文京区が同「要綱」に基づく「地元区市等の要請等」を東京都にしたのかしていないのか、都市計画部長の答弁も要領を得ず、会議録を読んでも少なくとも一般区民の普通の読み方と理解において不明と言わざるを得ません。

一方、事業者側においては「総合設計制度」の活用の仕方及びその計画案から、同「要綱」第4章の第2の3(2)ア(イ)に基づき、「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として容積率緩和を見込んでいることは明らかです。

「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として残すことと、「宝生能楽堂」を以て「総合設計制度」を活用した容積率緩和を利用することは全く別であり、「宝生能楽堂」を「地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」として残しつつ、「総合設計制度」の容積率緩和の対象としないという選択肢もあるはずです。

そこで区長に対し、「総合設計制度」の容積率緩和の対象として「宝生能楽堂」を利用せず、同「要綱」に基づく「地元区市等の要請等」を東京都にしないよう、また「要請等」をしたのであればそれを撤回するよう働きかけていただくよう貴議会に請願いたします。

(注1)「東京都総合設計許可要綱」の「第4章 容積率制限の緩和」「第2 容積率制限の緩和の基準」「3 公益施設等の整備による容積率の緩和」の「(2) その他の公益施設等の整備」「ア 緩和の対象」「(イ) 地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設」

請願事項

- 1 (仮称) 宝生ハイツ建替え計画の高層化による周辺住環境や教育環境の悪化を避けるため、「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和の対象として、文京区として「地元区市等の要請等」をしないでください。
- 2 上記1における目的に鑑み、文京区として「地元区市等の要請等」をしたのであれば、その「要請等」を撤回し、「宝生能楽堂」を残すとしても「総合設計制度」の容積率緩和対象として利用させないでください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第42号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

10月27日文部科学省は全国の小中学校で2021年度不登校だった児童生徒が前年度から4万8813人(24.9%)増え、24万4940人で過去最多になったと発表しました。増加は9年連続で、過去最多も5年連続で更新しています。

不登校の内訳は小学校が8万1498人(前年度比28.6%増)、中学校16万3442人(前年度比23.1%増)で、いずれも増加しています。文京区においても、2020年度小学校91人、中学校125人と年々増加の傾向をたどっています。

専門家からは競争的な教育が背景にあり、学校が安心できる場になつてないと指摘されています。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、さらに足りない分は夏休みなどを削って補っているのが現実といわれています。日本の教師の多忙化は社会問題にもなっています。

学校を子どもが安心できる場所にするために、何よりも教師を増やし、一人一人の子どもたちの声を聞き、心が通い合う環境を作ることが必要です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。

またこの冬はコロナとインフルエンザの同時流行が指摘されており、感染予防や拡大防止の点からも、児童生徒の一クラス人数を40人から35人へ更に少人数にして「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の35人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35人学級を小学校で前倒し、中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、教員を増やし小・中学校の全学年で35人学級を早期に実施すること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第43号
件　名	小・中学校の学校給食費を無償化することを求める 請願
請　願　者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	たかはま なおき 沢田 けいじ 金子 てるよし 上田 ゆきこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする」と定めています。ところが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られており、義務教育期の子どもがいる家庭の経済的負担は大きいものがあります。重い負担となっているものの1つが、学校給食費です。学校給食は教育の一環であるとともに、子どもの健全な発達を支えるうえで重要な役割を果たしています。

子どもたちは、みんなと一緒に食べる学校給食を楽しみにしています。本来学校給食は教育の一環として位置付けられなければなりません。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事が出来ることは、子どもの情緒安定にとっても大切なことです。どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食です。未来をになう子どもたちの健やかな成長・発達をはぐくむ学校給食の整備充実は何よりも優先して行わなければなりません。学校給食の無償化は「義務教育は無償」という憲法26条の原則からも、子どもたちの健やかな成長を保障するうえでも、子どもの貧困予防対策としても大きな意義があります。

すべての子どもたちの発達を保障する学校給食が実施でき、無償化できるように請願します。

請願事項

- 1 文京区として小中学校給食費の保護者負担を無償化してください。
- 2 小中学校給食費を無償化するための財政措置を、国に求めてください。

請願文書表

受理年月日 及び番号	令和4年11月4日 第44号
件名	学校給食費の無償化を国に求める請願
請願者	文京区白山二丁目31番2号105 I女性会議文京支部 高橋 純子
紹介議員	たかはま なおき 沢田 けいじ 金子 てるよし 上田 ゆきこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」が、その役割と目的として規定されていて、教育活動の一環と位置付けられています。さらに第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっていきます。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子供の健やかな成長のため非常に重要でもあります。

学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は、設置者の負担となっていますが、それ以外の食材費は保護者の負担となっています。保護者負担である学校給食費は、小中学校で差はありますが、年額5～6万円となっています。保護者が学校に納める納付金の中で高額であり、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または無償化にする自治体も増えています。

新型コロナウイルス感染症による経済の悪化は、子どもを育てる世帯に貧困と格差を広げ、経済的に困難な家庭が増加しています。日本の将来にとって、子どもを産み育てる環境を整備し、人口減少対策を講じて義務教育の期間に教育に係る負担を軽減していくなければならないことは喫緊の課題です。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発展を保障するためにも、義務教育における学校給食費の無償化が強く求められています。文京区において、以下の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 義務教育期間の、学校給食費無償化を国に求めるよう要望してください。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第45号
件 名	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
請　願　者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
紹介議員	沢田 けいじ 小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

農水省は2022年9月、発ガン性や強毒性のため海外で禁止されている農薬の補助剤30種類を使用禁止にする省令案を示しました。禁止リストの中には、「除草剤ラウンドアップ」で使用されている補助剤も含まれています。しかし、仮に規制が導入されても「猶予期間」が定められているため、使用禁止になるのは5年後です。文京区の学校給食では、今でもラウンドアップが残留する可能性の高い輸入小麦を使用したパンを子ども達が食べています。

日本は世界第3位の農薬使用国にもかかわらず、農薬の毒性が正しく評価されていません。農薬は主成分と補助剤で構成されています。「ラウンドアップ」の主成分グリホサートは毒性が低いため、単独で草を枯らすことができません。そのため、毒性の高い補助剤（界面活性剤・乳剤・防腐剤など）が添加されます。カーン大学セラリーニ教授は、補助剤は主成分グリホサートの1000倍以上の毒性があると指摘しています。それにもかかわらず、国の定める農薬の残留基準値やADI（一日摂取許容量）は、主成分のみで行う動物実験から算定されます。毒性の低い主成分でしか動物実験をしていないにもかかわらず、それを市販の農薬（主成分+補助剤）の安全基準にするというおかしな解釈を国はしているのです。

農薬は、市販される農薬（主成分+補助剤）で安全性を確かめる必要があります。2015年、WHO下部組織の国際ガン研究機関（IARC）が「グリホサートには恐らく発ガン性がある」と発表しました。これは、市販される「ラウンドアップ（主成分+補助剤）」での評価です。アメリカでは、「ラウンドアップ」が原因でガンになったとの訴訟が13万8000件起きました。

国内では国産小麦を使う動きが広がっています。2021年に「グリホサートの残留がない国産小麦を学校給食で使用して欲しい」との署名が14,280筆提出された熊本県では、2022年の2学期から100%国産小麦が実現しました。農水省の輸入小麦残留農薬検査では、アメリカ産小麦97%、カナダ産小麦100%からグリホサートが検出されています。一方、日本では小麦の収穫前にラウンドアップを散布することが禁止されているため、国産小麦には残留がありません。子どもの命と健康はお金には代えられません。文京区でも子ども達を守るために、予防原則で対応して下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の命と健康を守るため、予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう区に求めること。
- 2 国が安全とする基準値は主成分のみから算出されており、ラウンドアップの補助剤の強毒性が無視されているため、輸入小麦を使用するのであれば、今の1000倍以上厳しい安全基準値を独自に設定するよう都教育委員会に求めること。
- 3 保護者や子どもが学校給食でのグリホサート残留数値をいつでも調べられるように、低濃度の残留が検出可能な検査施設での検査、定期検査の実施、ホームページ上の検査データの公開を東京都学校給食会等の納入業者に求めること。
- 4 農薬は、市販される農薬（補助剤も入れて）から残留基準値と一日摂取許容量を算定するよう国に求めること。
- 5 農薬の毒性試験（発がん性・慢性毒性・発達神経毒性など）は、市販される農薬（補助剤も入れて）を使用して行うよう国に求めること。

請　願　文　書　表

受理年月日 及 び 番 号	令和4年11月4日 第46号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請　願　者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
紹介議員	沢 田 けいじ 小 林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

現在、ゲノム編集食品が実質的に流通しているのは、世界の中で日本だけです。日本ではトマト・マダイ・トラフグの流通が始まっています。ゲノム編集食品は、動物に食べさせて安全性を確認する実験が行われていません。また、食品への表示もないため消費者は選ぶこともできません。そのような問題があるゲノム編集トマトの苗を、2022年には福祉施設で、2023年には小学校で無償配布する計画があります。文京区にも配布される可能性があります。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を壊し、品種の改良を行う技術のことです。ゲノム編集では、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。

「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。また最近の研究では、目的とする遺伝子を破壊した「オンターゲット」の場合でも、「染色体損傷」や「染色体破碎」が起きるケースが報告されています。

ゲノム編集トマトの栽培は、文京区だけの問題でなく、他の地域の農家や家庭菜園に与える影響も考える必要があります。花粉が風に乗って運ばれたり、ハチなどに付着して運ばれたり、はるか離れた場所へ移動し、交雑を起こす可能性があるためです。元筑波大学教授の生井兵治氏の計算によると、トマトの花粉の寿命は3~4日で、風速5メートルの状況下では、その飛散距離は最大1296キロメートルに達し、交雫する可能性があると言います。実際に北海道では、有機栽培でトマトを作っていた農家が、ゲノム編集トマトと有機栽培トマトが交雫することを恐れて、有機栽培トマトを作るのを断念した事例が起きています。

市民団体「OKシードプロジェクト」の調査では、全国122の自治体（部署含む）がゲノム編集トマトの苗を「受け取らない」と表明しています。「受け取る」と回答した自治体はありません。「受け取らない」と表明した理由の多くが、「安全性が確認されていないため」でした。文京区でも予防原則の立場に立ち、ゲノム編集トマトの苗は受け取らず、栽培させない、食べさせないで下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 動物に食べさせての安全評価がされておらず、目的以外の遺伝子の破壊により予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性がある「ゲノム編集食品（上記のトマト含む）」は、文京区の小学校で子ども達に栽培させない、食べさせないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の安全性の調査・研究を独自に行い、安全性が確認されるまで、「ゲノム編集食品」は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は食品表示がなく、知らずに購入してしまう恐れがあるので、「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。

請　願　文　書　表

受理年月日 及び番号	令和4年11月4日 第47号
件　名	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入学試験への導入をやめるよう都へ申し入れることを求める請願
請　願　者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 外3名
紹介議員	たかはま なおき 沢田 けいじ 小林 れい子 田中 和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

東京都教育委員会が都立高校入試に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）導入を強行しようとしています。

しかし、受験生、保護者や英語教育の専門家、教員は、公平・公正性が担保できない試験に対して不安や憤りを訴え、中止を求める声はますます拡がっています。

私達が話を聞いた受験生・中学生からは「将来を左右する一生に一度の高校入試に不公正なテストを導入しないでほしい。不受験でも得点が推定算出される措置＜仮のESAT-J結果＞で不受験者のほうが有利になるのはおかしいです。」「試験得点では1点差なのに調査書換算点では4点差にもなり得る換算方法を1点差で合否が分かれる入試に用いるのは問題だ。」「学力検査で合格圏内だったところに1教科相当の配点が出願直前に来るせいであ志望校の変更をさせられるのは困る。」「英語スピーキング力の向上とは結び付かないし、別の負担が増えるだけ。導入の意味がわかりません。」などの切実な声があがっています。

採点の公平性、不受験者の対応、個人情報の扱い、民間企業への利益供与・利益相反など多くの問題点が指摘されてきました。

また、新たな問題として、昨年9月の確認プレテストで多発したミス・トラブルが記された「中学校英語スピーキングテスト最終報告書」を東京都教育委員会が公表せず、都立高校入学者選抜検討委員会にも示していないことが明らかになりました。2021年3月にベネッセが東京都教育委員会に報告したミス・トラブルで一番多かったのが試験監督に起因するトラブルでした。しかし、試験監督の募集は「経験不問」「スキマバイト」と宣伝されており、スキルを身につけた試験監督でなく、不慣れで対応力のない試験監督が配置されることになり、試験運営は改善されるどころかトラブル発生が心配です。

英語スピーキングテストは到達度を測るためのテストです。東京都教育委員会には、学校や生徒にテストを強制できる法的権限はありません。しかもそれを入試に使うことは事実上の強制であり、教育基本法で禁止する「不当な支配」にあたります。

これは都立高校入試だけの問題と矮小化されるものではなく、公教育の在り方や責任の問題といえます。

複数のメディアにも取り上げられて東京都にとどまらない拡がりを見せてています。

そのため、保護者は中止を求める声をあげ続け、有識者は、慶應義塾大学名誉教授・大津由紀雄氏ら5人連名で、不公平な入学者選抜である上に、円滑な試験運営ができない可能性が高いと指摘し、都立高校入学者選抜に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の結果を使用しないよう東京都教育委員会に10月14日付で要望書を出しています。

10月には、英語スピーキングテストの都立高校入試への活用中止のための都議会議員連盟が発足。都議会の3分の1を占める6会派42人の都議で結成されました。

都は、9月15日の都議会文教委員会において、中止を求める請願が継続審議中にも関わらず、11月実施・導入を強行しようとしています。

中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入学試験への導入は、いまだ都民・区民の合意形成ができていません。中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入試への導入は中止するべきです。

よって次の通り請願いたします。

請願事項

- 1 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入学試験への導入をやめるよう、東京都教育委員会に対して要望して下さい。